

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和八年七月二十八日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和七年十二月八日奈良県指令建第一一四―一七三号

令和八年六月十六日奈良県指令建第一一四―一七三―一号

令和八年七月十四日奈良県指令建第一一四―一七三―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和八年七月十七日建第一〇五五七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市雲梯町一番一、六番、七番及び八番の各一部並びに忌部町二七六番一の一部、二八〇番二の一部、二八一番の一部、二八二番二、二八五番の一部、二八六番の一部、二九〇番の一部、二九一番の一部、二九二番一、二九二番二、二九三番、二九四番、二九五番、二九六番、二九七番、二九八番、二九九番及び三〇〇番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市雲梯町五九四番地

三和澱粉工業株式会社 代表取締役 森本剛司

一 許可番号

令和七年八月二十日奈良県指令建第一一六―二二二号

令和七年十一月十七日奈良県指令建第一一六―二二―一号

令和八年七月十日奈良県指令建第一一六―二二―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和八年七月十七日建第一〇五五八号

公共施設に関する工事の検査済証 令和八年七月十七日建第六〇四七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市北道穂一六七番三、二〇三番一、二〇四番一、二〇四番二、二〇五番、二〇六番、二〇七番一、二〇八番一、二〇九番、二一〇番、二一一番一、二一一番二、二二三番、二二四番、二二五番一、二二五番二、二二六番一、二二六番二、二二七番一、二二七番二、二二八番一及び二二八番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市寺口二七番地一

梅乃宿酒造株式会社 代表取締役 吉田佳代

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市北道穂一六七番三、二〇三番一、二〇四番一、二〇四番二、二一一番一、二二三番、二二四番、二二五番二、二二六番二、二二七番二、二二八番一及び二二八番二の各一部

一 許可番号

令和七年九月十九日奈良県指令建第一一六―二七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和八年七月二十一日建第一〇五五九号
公共施設に関する工事の検査済証 令和八年七月二十一日建第六〇四八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字大福九〇八番一、九一〇番一、九一一番一、九一三番一、九一四番一、九一六番一、九一七番一、九七〇番一、九七〇番二、九七一番一、九七一番二、九七三番一、九七三番二、九七四番一、九七四番二、九七六番一、九七六番二、九七七番一、九七七番二、九七七番三、九七七番四、九七八番、九七九番一、九七九番二、九八一番一、九八二番一、一〇二四番一、一〇二五番一、一〇二六番一、一〇二六番二、一〇二七番一、一〇二七番二、一〇三一番、一〇三二番、一〇三三番、一〇三四番、一〇三五番、一〇三六番、一〇三七番一、一〇四七番一、一〇四八番一、一〇四九番一、一六五六番、一六五七番、一六五八番、一六五九番、一六六〇番、一六六一番、一六六二番、一六六三番、一六六四番、一六六五番、一六六六番、一六六七番、一六六八番、一六六九番及び一六七〇番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

堺市西区鳳東町四丁四〇一番地一

コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田直太郎

茨城県水戸市城南二丁目七番五号

株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 細川裕一郎

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字大福九〇八番一、九一〇番一、九一一番一、九一三番一、九一四番一、九一六番一及び九一七番一の各一部

緑地 桜井市大字大福九七〇番一、九七〇番二、一〇二五番一、一〇二六番一、一

〇二六番三、一〇三一番、一〇三七番一、一〇四七番一、一〇四八番一、一〇四九番一、一六五六番、一六五七番、一六六二番及び一六六三番の各一部